

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、13の項を削り、14の項を12の項とし、15の項から21の項までを2項ずつ繰り上げ、同表22の項中「熊本市優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会」を「熊本市技能者表彰選考委員会」に改め、「の表彰」の次に「並びに熊本市優秀技能者の特別表彰」を加え、同項を同表20の項とし、同表中23の項を21の項とし、24の項を22の項とし、25の項を23の項とし、26の項を削り、27の項を24の項とし、28の項から64の項までを3項ずつ繰り上げ、同表65の項中「熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊選定委員会」を「熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会」に、「熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊」を「熊本市有害鳥獣駆除隊」に改め、同項を同表62の項とし、同表中66の項を63の項とし、67の項を64の項とし、68の項を65の項とし、同表に次のように加える。

66	熊本市保存文書等の管理に関する検討委員会	適正な文書の管理を行うため、文書の保存基準の見直しに関し必要な事項を審議する。
67	第2次熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会	第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
68	熊本市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。
69	県営宇土開地区農地整備事業換地委員会	県営宇土開地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
70	熊本市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議する。
71	全国都市緑化くまもとフェア（仮称）基本構想検討委員会	全国都市緑化くまもとフェア（仮称）の基本構想を策定するため、必要な事項を審議する。
72	水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会	水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する計画の策定及び進行管理を行うため、必要な事項を審議する。

別表5の表4の項中「(平成25年法律第71号)」を削り、同表8の項を次のように改める。

8	熊本市生涯学習指針策定委員会	熊本市生涯学習指針を策定するため、必要な事項を審議する。
---	----------------	------------------------------

別表5の表9の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表65の項の改正規定（同項を62の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。